

8 医第 165 号
令和 8 年(2026 年) 7 月 7 日

市町村 衛生主管部（局）長 様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

「地域医療構想策定ガイドラインについて」の発出について（通知）

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありました。
ついては、通知の内容について御了知願います。
なお、関係団体、中核市保健所及び保健福祉事務所あて別添のとおり通知しました。

記

1 地域医療構想策定ガイドラインについて（令和 8 年 7 月 3 日付け医政発 0703 第 4 号厚生労働省医政局長通知）

【概要】

令和 7 年12月に成立した改正医療法において、新たな地域医療構想は、令和22年頃を見据え、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少等の課題に的確に対応できるようにするため、病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とするものとされたところ。

今般、厚生労働省に設置されている「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において、今後都道府県が具体的に新たな地域医療構想を策定・推進するにあたり必要となる地域医療構想策定ガイドラインの策定に向けて検討が行われ、その検討会における検討結果を踏まえ、「地域医療構想策定ガイドライン」を定められた旨を周知するもの。

(問合せ先)

担 当：医療政策課企画管理係 宮坂

電 話：026-235-7145（直通）

026-232-0111（代表）内線 2681

E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp